



5 総第 1 0 4 2 号  
令和 5 年 6 月 2 日

亀岡市議会議長  
菱 田 光 紀 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

- 報告第 1 号 亀岡運動公園競技場照明塔設置工事請負契約の変更  
について
- 報告第 2 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 3 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 4 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 5 号 損害賠償額の決定について